

第4章 プランの推進

1 推進体制

(1) 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定・改定し、地域の特性に合わせた地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と海老名市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完のある計画です。

そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進に向けた環境づくりや自ら直接サービスを提供するプレイヤーの役割だけでなく、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りつつ、地域福祉推進の中心的存在であり、コーディネーターとしての機能も求められます。

また、市民の視点に立って、地域における多様なニーズを拾い上げ、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

(2) 計画推進にあたって

本計画については、市の公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く浸透を図ります。

また、海老名市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

2 進行管理

計画を着実に進めていくには、計画を立案（Plan）し、実行（Do）し、基本目標の達成に向けて適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）していけるよう、マネジメントサイクル（PDCA）を活用して、進捗管理することが必要です。

進捗管理については、社会福祉法 107 条第 3 項の規定に則り、毎年度、行政における取り組みの状況を「海老名市地域福祉計画策定委員会」に報告し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。

